

令和6年度 (2024年度)	環境部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ 環境部では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、市民に身近なごみやし尿等の収集処理といった日常生活に密接に関連する生活環境の保全から、地球環境の保全まで幅広い取り組みを行っています。 全国各地で、気候変動による猛暑や豪雨が頻発しており、令和5年度には、全国の6月～8月の平均気温が観測史上最も高く、本市でも観測史上1位となる39.8度を記録するなど、地球環境保全の取り組みは、喫緊の課題であり、地域脱炭素につながる取り組みを進めていくとともに循環型社会を推進していく必要があります。また、ごみやし尿等の収集・処理に関する業務については、市民の安全・安心や衛生環境の確保といった日常生活を維持するために欠かすことができない重要なインフラのひとつであり、さらには、脱炭素につながる取り組みとして、ごみ排出量の削減やリサイクルの推進などを、より一層効率的・効果的に進めていかなければなりません。 こうした取り組みは、市民・市民団体、事業者の積極的な参画が不可欠であることから、各主体との連携を図り、以下の項目を重点に取り組みます。 ①「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち枚方」の実現に向けた幅広い施策・事業の展開 ② 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた第2次枚方市地球温暖化対策実行計画に基づく地域脱炭素につながる取り組みの加速化 ③枚方京田辺環境施設組合による可燃ごみ広域処理施設の円滑な整備の推進 ④ごみの焼却量削減に向けた4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みのさらなる推進やごみの再資源化と処理の効率化の推進。	
＜部の構成＞ 環境政策課 循環型社会推進課 環境事業課 穂谷川資源循環センター 東部資源循環センター 広域処理推進課 希釈放流センター 環境指導課	＜主な担当事務＞ (1) 廃棄物の減量及び適正処理に関すること。 (2) 一般廃棄物の収集及び処理に関すること。 (3) 地球温暖化対策等に関すること。 (4) 市立火葬場（やすらぎの杜）に関すること。 (5) 公害防止及び指導等に関すること。

重点的な取り組み：2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みの推進
【施策シート：27—01】

脱炭素社会の実現をめざして、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」や「第2次枚方市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市民・事業者などによる省エネルギーの促進及び再生可能エネルギーの導入や利用拡大など、エネルギーの脱炭素化を推進していきます。

ため池を活用したフロート式太陽光発電からの再生可能エネルギーを、ひらかたパークなどで活用し、自家消費型による電力の地産地消を拡大していくモデル事業の実施をはじめ、公共施設における再生可能エネルギーの率先導入及び電力の一括購入事業に係る事業者の選定を、公募型プロポーザル方式で実施していきます。

併せて、「ひらかたゼロカーボン推進補助金」を新たに創設し、市民等への支援策を実施していくことで、2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、地域の脱炭素化を更に加速させていきます。

取り組みの成果を測る指標	令和 6 年度目標値	令和 5 年度実績（参考）
市域から排出される温室効果ガス排出量の削減率 （2013 年度比）	25. 4%	集計中

重点的な取り組み：可燃ごみ広域処理施設の整備の推進

【施策シート：32—01】

枚方京田辺環境施設組合において、穂谷川清掃工場第3プラントの後継施設となる可燃ごみ広域処理施設の整備が進められており、令和8年3月31日の稼働をめざすとともに、稼働後における東部清掃工場焼却施設を含めた管理運営に関する事務の共同処理に向け、引き続き、京田辺市と連携しながら着実に取り組みを進めます。

取り組みの成果を測る指標	令和 6 年度目標値	令和 5 年度実績（参考）
可燃ごみ広域処理施設の整備事業の進捗率（事業が適切に進んだ累積年数／事業計画（9年）×100）	89%	78%

重点的な取り組み：ごみ発生抑制を最優先とした4Rの推進

【施策シート：25—01】

循環型社会の実現に向けて、市民・事業者と連携・協力しながら、ごみの発生抑制を最優先とした4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みの輪をさらに拡大し、資源循環の徹底を図ります。

具体的には、事業者と連携することにより、家庭において提供可能な食品を回収し、必要とする子ども食堂実施団体や生活困窮者などに無償で譲渡するフードドライブの取り組みを推進するとともに、家庭における生ごみの減量を促進するため、家庭用電気式生ごみ処理機の購入補助制度を開始します。

また、事業者との連携協定に基づき、粗大ごみに含まれる再使用可能なものを、地域密着型掲示板サイトを活用し、リユースする実証実験を引き続き行うとともに、粗大ごみ等から資源となる鉄類等を再資源化する取り組みをより一層推進します。

平成31年1月に策定した「ごみ収集業務体制見直し実施計画」に基づき、段階的なごみ収集業務の委託化を進めるため、直営の一般ごみ収集車両6台の内5台の委託化を行います。

事業系ごみの減量及び適正処理を推進するため、多量排出事業者に対して一般廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求め、立ち入り指導を行います。

取り組みの成果を測る指標	令和 6 年度目標値	令和 5 年度実績（参考）
ごみの焼却量	89, 288 トン （一般廃棄物処理基本計画値）	85, 866 トン

重点的な取り組み：ごみ出しの支援及びサービスの充実に向けた取り組み

【施策シート：09—01】

大型ごみ持出しサポート収集の充実について、75 歳以上とする対象年齢の引き下げや収集品目の拡大、耐震金具の取り外し（部分的な解体を含む）作業など、利用者の排出時の負担を軽減し、より利用しやすい制度となるよう検討します。

取り組みの成果を測る指標	令和 6 年度目標値	令和 5 年度実績（参考）
利用者件数の総数	400 件	397 件

重点的な取り組み：環境影響評価制度の運用

今年度は環境影響評価条例に基づく準備書（事業の実施による環境への影響を調査、予測及び評価を行った内容を記載した図書）の手続きが 4 件予定されています。条例改正後の新制度で初めて、準備書に係る環境影響評価審査会及び公聴会等を開催することとなりますので、適正かつ円滑に制度を運用することに努めるとともに、市民から意見を適切に反映させて、事業の実施による環境への影響を軽減し、生活環境の保全について適正な配慮の確保を図ります。